

給与規定

2019年10月1日施行

時給規定

980～1,000円スタート

※案件により時給が変わります

内訳：時給 = 基本時給 + ランク手当
(964円) (16円～36円)

計算方法

拘束時間 × 時給

☆休憩、待機、食事休憩中も給料支給！
☆日給ではありません。総額は従事した時間により変動します。**金額保障ではありません。**

最低保障金額： 4,500円(交通費込)

各種手当規定

※お給料日に支給。

・8h超過分、深夜帯(22:00～翌5:00)は241円/hがそれぞれに加算されます。
・ディレクターは本番時給に+ ¥200、ADは時給に+ ¥100 となります。

●始発待機手当

業務終了後、始発待機の場合は朝4:30までの待機中は「1時間あたり1,000円」支給されます。(ランクに関わらず一律金額となります)

●食事手当

12時もしくは20時を跨ぐ7時間以上の勤務で 食事支給が無い場合「500円」支給

●交通費

- 勤務地の最寄駅が
 - ①大阪市内の駅の場合⇒一律往復 ¥500 支給
 - ②大阪市内の駅の場合⇒勤務地最寄駅～大阪市内の主要駅(梅田・難波etc...)間の往復分支給
- 帰りがタクシー送りになった場合は片道分支給になります。(タクシー代会社負担)
- 勤務地最寄駅から現場迄のバス移動分交通費は全額支給

●遠隔地手当

勤務地が遠方の際は、遠隔地手当が支給される場合があります。

